

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>指摘8【公有財産の実物調査について】</p> <p>松山市においては、平成 22 年度の包括外部監査『公有財産及び物品の管理運営に関する事務の執行について』の 22 ページで、『公有財産についても現物の確認を行い、実態と台帳が乖離していないかの調査を毎年度行うなどの対処が必要であると考え。単年度で全ての公有財産現物の利用状況を確認することが現実的に困難であれば、年度ごとに範囲を定めてローテーションによる照合作業を行う等の措置も考えられる。』との指摘がなされている。この指摘に対して、市は指摘に対する措置状況一覧において『今後については、備品のように毎年すべての利用状況を確認することは、現実的には困難であるが、用地課への登記依頼の確認や資産税課の登録情報などの関係各課の情報確認、及び定期的に施設所管課に実態と台帳の整合性について確認作業の依頼を行っていく。』と言った措置内容を公表している。</p> <p>平成 23 年 3 月の実物調査は包括外部監査の指摘に対する対応であり、平成 28 年度は固定資産台帳整備に伴う確認作業に過ぎない。これらは措置状況一覧で公表しているところの「定期的に施設所管課に実態と台帳の整合性について確認作業の依頼を行っていく」には該当してないと思われる。また、定期的に実態と台帳の整合性について確認を行う制度の整備も十分とは言えない。これでは指摘に対する措置内容に記載された措置が十分に行われているとはとても言えない状態であると言わざるを得ない。よって公有財産について定期的に実態と台帳の整合性について確認作業とその制度化について再度検討が必要であると考え。</p>	<p>指摘8【公有財産の実物調査について】</p> <p>公有財産は全庁から閲覧できる場所に財産のデータを掲示するとともに、毎年、施設所管課に実態と公有財産台帳の整合性の確認を依頼し、結果を報告させていたが、登録漏れがあったことから、実態と台帳との整合性の確認作業を行うために、令和 5 年度から実物調査を下記方法で実施することとした。</p> <p>調査方法は、毎年度 2 部局ずつを対象に、部局ごとの土地・建物台帳データから調査対象とする財産を管財課で抽出。まず、管財課が単独で現地を確認し、疑義があるものについては、必要に応じて施設所管課立会いのもと再度現地確認を行う(5 年度間で全部局を調査予定)。</p> <p>調査で問題ありと判断された財産は、施設所管課に対し問題点及び改善点を文書で指摘し、対応を指示。施設所管課から財産台帳の登載変更通知書等を受領後、台帳を実態に則した正しい内容に修正する。</p> <p>今後も松山市財務会計規則等に沿った適正な公有財産の管理に努める。</p>